

## 補助金調書

補助金名	福岡市獣医師会事業費補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局生活衛生部生活衛生課 (TEL: 711-4273)	
交付先	団体	一般社団法人福岡市獣医師会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	一般社団法人福岡市獣医師会は市内唯一の開業獣医師で構成される組織であるとともに、福岡市と協力のもと、狂犬病予防集合注射業務や猫の繁殖制限・所有者明示推進事業を行っており、飼い主への適正飼育啓発等を効果的効率的に実施できるため。					
補助開始年度	昭和48	年度	経過年数	43	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	犬や猫を飼育する飼い主の適正飼養に対する意識の向上及び狂犬病予防法に定める犬の登録並びに狂犬病予防注射の普及啓発を図り、もって福岡市の動物愛護管理行政の推進に寄与する。					
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する 理由						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 福岡市獣医師会の会員病院が行う犬猫の適正飼養に関する無料相談及び未登録犬の登録注射実施啓発について、従事する獣医師の技術的経費として、予算の範囲内で交付する。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度	前々年度	前々々年度	
	件		1 件	1 件	1 件	
	1,000 千円		1,000 千円	1,000 千円	1,000 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	福岡市獣医師会会員動物病院において、犬猫の飼い主等に対して以下の相談・啓発事業を実施した。 ・犬の適正飼養に関する無料相談事業 ・未登録犬の登録注射実施啓発事業 ・猫の適正飼養に関する無料相談事業					
補助金交付 による効果	開業獣医師が飼い主に対して犬猫に関する相談・対応を実施する事により、効果的に終生飼育などの普及啓発がなされ、飼い主の適正飼育意識の向上に寄与している。また、動物病院において、犬の飼い主に対し、登録及び狂犬病予防注射の啓発を行うことにより登録・注射の実施の推進が図られる。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。